

寄り添い、支えられ

尼崎市新型コロナウイルス感染症
「記録と検証」プロジェクト報告書

【概要版】

令和 6 年(2024) 8 月

尼崎市

本報告書について

1. 尼崎市新型コロナウイルス感染症「記録と検証」報告書のねらい

- (1) 過去に例のない未曾有の事態となった新型コロナウイルス感染症にかかる市の対応を記録し、経験を継承して次の事態に活かすとともに、今後の市政運営における指針としていく。
- (2) 調査を通じて市内各分野・階層の組織・職員による振り返り、そこで出された今回の感染症対応に関する評価・検証の論点や意見を集約し、現時点における総括と検証を行う。
- (3) 本報告書をもとに、今後も市内各組織や地域社会のさまざまな視点・立場から感染症対応についての検証が行われ、その経験と教訓が今後に活かされていくことを企図している。

【本報告書の概要と構成】 A4判 301 ページ 令和6年(2024)8月刊行

－本文編－ はじめに 第1部－時系列 第2部－各論 終わりに

－資料編－

1. 保健所における新型コロナウイルス感染症に関する取組の振り返り
～尼崎市予防計画の策定に向けて～ 尼崎市保健所感染症対策担当
2. 「尼崎市の臨時休業期間における学習支援（ICT活用）に向けた取組について」
松本眞教育長（当時）初中教育ニュース寄稿
3. 聞き取り調査記録
感染症対応業務に従事した各局職員、現市長、前市長、副市長、計52人対象
23回分の聞き取り調査記録、及び手記1件を収録
4. 感染症対応時系列表
5. 地方創生臨時交付金活用事業（感染症対応）一覧
6. 一般会計補正予算（感染症対応）一覧

2. 本報告書のタイトル「寄り添い、支えられ」について

感染症対応上の困難に直面した本市職員は、組織内の連携・協力や責任感・使命感を支えとして業務を遂行した。市民の声や感謝に支えられた職員や、過酷な業務を通して市民に寄り添う力を身につけ自身の成長に結びつけた職員もいた。これらの経験を通して、地域に対して、市民に対して市が負うべき責務とは何か、そこにおいて職員に求められるものは何かということが問われた。その責務をあきらかにするとともに、そんな職員たちが何によって支えられたのかを記録するという意味で、本報告書のタイトルを「寄り添い、支えられ」とした。

3. プロジェクトの概要

- (1) 実施体制 令和4年7月 新型コロナウイルス感染症「記録と検証」プロジェクトチーム設置
会長：吹野順次副市長 委員：各局長
報告書編集・作成 尼崎市立歴史博物館地域研究史料室あまがさきアーカイブズ
- (2) 実施過程 令和4年7月以降 本市感染症対応の公文書等記録調査・収集
令和5年10月～6年5月 市内聞き取り調査実施、手記1件提出
上記調査により本市感染症対応の時系列及び論点抽出、報告書作成

本報告書本文編第 1 部－時系列のポイント

1. 令和元年度

世界的な感染が始まる。尼崎市は市内体制を構築して感染症対応を開始した。
市内においても感染が発生するなか、学校園休校休園等の措置を実施した。

2. 令和 2 年度

二度にわたり緊急事態宣言が発出される。
市は総合サポートセンターを開設し、各種支援策に加えて特別定額給付金支給を実施した。

3. 令和 3 年度

急激な感染拡大により、まん延防止等重点措置と緊急事態宣言が相次いで発出される。
市はワクチン接種を開始するとともに、全庁的な応援体制のもと感染症対策を継続した。

4. 令和 4 年度

オミクロン株の感染拡大が続くが、重症化率は低下する。
感染症対策の見直しを進めるとともに、市と市医師会が「5 類相当感染症」への変更を要望。

5. 令和 5 年度

国が新型コロナウイルス感染症を「5 類感染症」に変更。
3 年 4 か月に及ぶ市の新型コロナウイルス感染症との闘いが、一区切りを迎えた。

本報告書本文編第 2 部－各論のポイント

1. 保健行政分野の感染症対策

- ・ 8 波に及ぶ流行波、ウイルス変異による感染様相の変化に応じた感染拡大の抑制
- ・ 感染症対策の中心を担う保健所、保健師の役割と重い負担
- ・ ワクチン接種、PCR 検査、救急搬送等をめぐる困難な業務と諸課題への対応

2. 行政各分野における感染症対策

- ・ 市民の不安を解消し、寄り添い率先して行動する姿勢を示す広報の実施
- ・ 市立学校園休校休園への対応、学校園の感染症対策・疫学調査等の実施
- ・ 保護者の就労に直結する保育施設は市立・法人とも閉鎖せず継続
- ・ サービスが対象者の生活や命に直結し、感染が発生しても止められない福祉サービス

3. 市民・事業者に対する生活・経済支援

- ・ 新型コロナウイルス総合サポートセンターの設置
- ・ 特別定額給付金、経済的困窮者向け支援、事業者向け支援等の実施
- ・ ネットカフェ難民など困難・困窮に社会の目が行き届かない弱者への支援を重視

4. 市行財政運営・組織管理

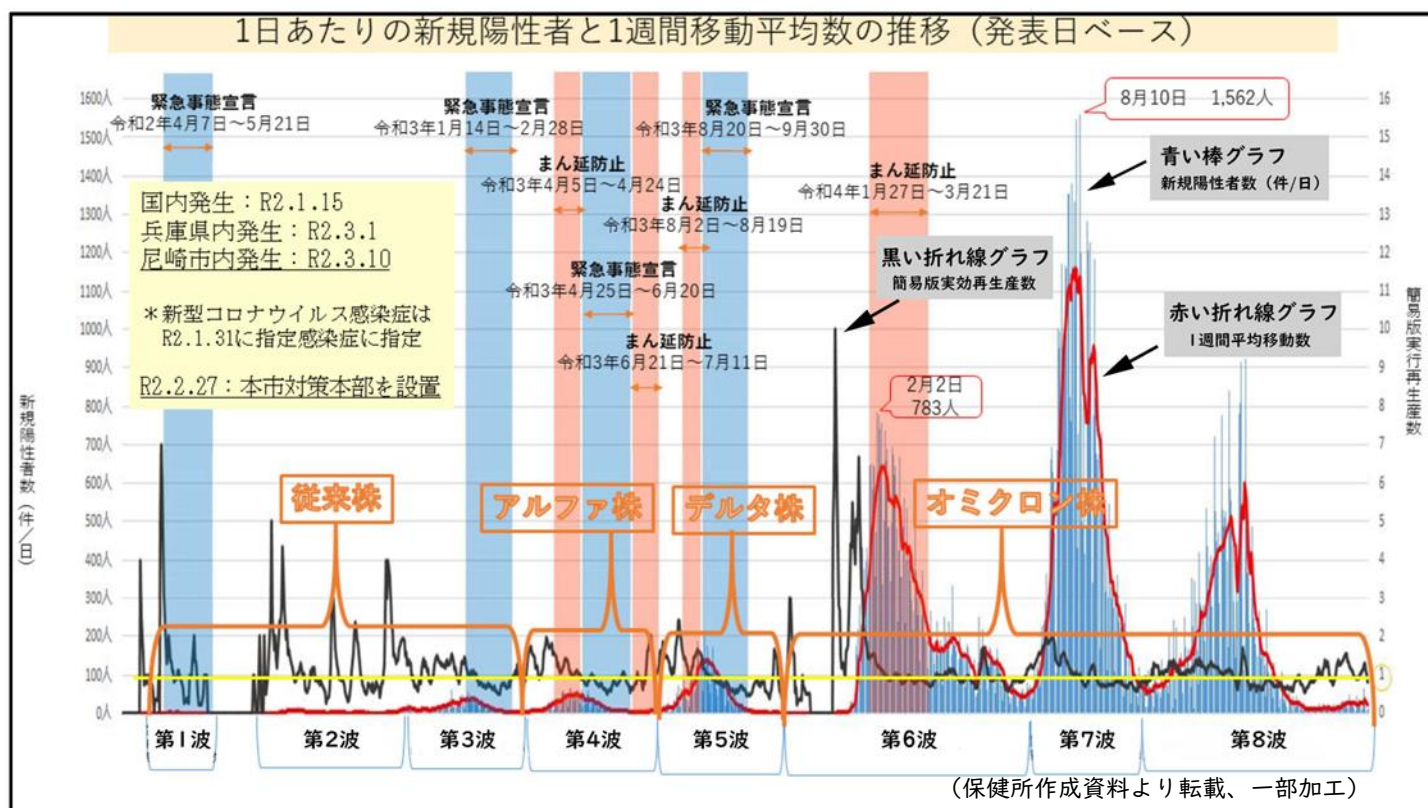
- ・ 市内応援体制と BCP（事業継続計画）、組織マネジメントと意思決定をめぐる課題
- ・ 職員にとっての感染症対応、今後の組織管理と人材育成
- ・ 緊急の予算編成の対応

1. 保健行政分野の感染症対策

1-1. 尼崎市の新型コロナウイルス感染症流行波

本市の流行波は第1波から第8波まで計8波に及び、ウイルス変異により感染が時期を追って拡大した。特にオミクロン株へと変異した第6波以降の感染爆発が著しく、令和4年6月17日から9月25日にかけての第7波がピークであり、1日あたり新規陽性者数最大値は令和4年8月10日の1,562人だった。

第6波以降のオミクロン株は感染力が強いものの病原性は低く、重症化率は低下した。



尼崎市の新型コロナウイルス感染症流行波

流行波	期 間	新規陽性者数	ウイルス変異
第1波	令和2年3月10日～5月10日	46人	従来株
第2波	令和2年6月24日～10月29日	335人	従来株
第3波	令和2年10月30日～令和3年2月28日	1,892人	従来株
第4波	令和3年3月1日～7月1日	2,311人	アルファ株
第5波	令和3年7月2日～10月28日	5,148人	デルタ株
第6波	令和3年10月29日～令和4年6月16日	40,379人	オミクロン株
第7波	令和4年6月17日～9月25日	53,328人	オミクロン株
第8波	令和4年9月26日～令和5年5月7日	32,825人	オミクロン株

1-2. 感染拡大の抑制

第1～6波の時期、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が断続的に発出された。市立学校園休校休園、公共施設閉鎖・利用制限、外出自粛要請等により、感染拡大の抑制に努めた。

1-3. 保健所・保健師の役割

感染期を通じて保健所（保健部）が疫学調査、入院調整、患者搬送、電話相談窓口等を担当した。医療専門職である保健師が業務の中心を担い、全期間を通じて重い負担が継続した。

感染症対応の初期は、感染者全員原則入院等の一律方針に加えて受入医療機関不足など必要な社会資源が限られ、そのことが対応を困難なものとした。その後の感染の爆発的増加に対しては、市内応援体制整備や感染者への一律対応見直し、対応業務分業化等により対応した。

1-4. ワクチン接種

感染症まん延防止の切り札となるワクチン接種について、令和3年1月に市内組織を立ち上げ、公共施設・民間施設あわせて市内約30か所の集団接種会場を確保し、令和3年5月24日から高齢者集団接種を開始した。1日約2,000人接種可能という他自治体に例を見ない大規模接種会場を記念公園ベイコム総合体育館に設けたほか、医療機関での個別接種を市医師会を通じて働きかけ、市内において最大約300機関での個別接種を実現した。

1-5. 感染症対策をめぐる諸課題への対応

感染の有無を確認するPCR検査について、市立衛生研究所がある強みを活かして対応した。市民病院がない本市の市内発熱患者検査場所を確保すべく、令和2年4月16日に市立臨時診療所を設置したほか、市医師会の理解と協力を得て時期ごとの諸課題に対応した。

1-6. 救急搬送

消防局・消防署が感染者や発熱患者の救急搬送を担当した。受入医療機関の不足による救急車の長時間待機などさまざまな困難が生じ、救急隊員の感染予防及び感染時対応などの措置をとりつつ、保健所及び市医師会と連携して対応した。

1-7. 国に対する感染症対策見直し要望

令和4年2月3日、尼崎市発議による感染症対策見直し緊急要望を中核市市長会が国に提出した。令和4年11月4日には市と市医師会が共同して新型コロナウイルス感染症の「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」への変更要望を行った。

1-8. 保健行政分野における今後の感染症対策

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、市は令和6年3月に「尼崎市感染症予防計画」を策定した。この予防計画が、今後の本市の感染症対策の基本となる。

2. 行政各分野における感染症対策

2-1. 広報・啓発活動

市民の不安を解消し、寄り添い率先して行動する姿勢を示す広報に努めた。市公式サイト、市報、市長定例会見、市政記者クラブへの記者発表、市長メッセージ等の発信を行ったほか、ポスター掲示や巡回パトロールによる感染拡大防止、感染者差別抑制等の啓発活動を行った。

2-2. 学校園、ならびに子どもたちの居場所

国の休校要請を受けて令和2年3月3日から市立学校園休校休園措置をとり、特別支援学校



令和 2 年度の市立学校の入学式は、感染予防のため各校とも校庭で行った。休校期間中も分散登校日を設け、児童生徒と教員が対面する時間を作った。写真は武庫小学校の入学式と分散登校日。

を除いて 5 月 31 日まで、特別支援学校は 6 月 7 日まで休校とした。休校期間中の家庭学習実施にあたっては、児童生徒との相互関係を基本に教員の主体性を重視するとともに、ICT を活用しつつ、各学校作成の学習教材や動画を見学児童生徒に提供した。

児童生徒の疫学調査や感染発生時の通知・広報、臨時休業判断と休校休園対応など、学校現場と教育委員会事務局がその大きな負担を担いながら感染症に対応した。また、親の就労状況等から家庭で過ごすことが難しい児童生徒の市立幼稚園・小学校・中学校特別支援学級・特別支援学校での日中受入れなど、民間団体等と協力して子どもの居場所作りや支援に努めた。

2-3. 保育

保育が保護者の就労に直結することから、市立・法人とも施設閉鎖は行わず、時期を限定して在宅保育可能な保護者への在宅保育要請や、保護者がエッセンシャルワーカー（県が定めた休業要請を行わない施設＝医療機関・生活必需物資販売施設等社会生活を維持する上で必要な施設及び社会福祉施設等の勤務者）である児童のみを対象とする限定保育等を実施した。

保育施設の感染症対策指針が求められ、令和 2 年 5 月に公立保育所の方針を作り運用するとともに、法人施設に参考指針として提示した。対応への不安から法人施設からの相談が多く、24 時間体制で電話相談を受け付けたほか、感染をめぐる保護者からの問い合わせも多く担当は対応に追われた。令和 4 年 1 月下旬以降は保育施設の疫学調査実務も保育児童部が担当した。

2-4. 公共施設、文化・スポーツ等の事業

感染の拡大や緊急事態宣言・まん延防止等重点措置発出にあわせて、市は感染防止のため生涯学習プラザ・運動施設等の公共施設休館ないし利用制限を実施し、あわせて施設の感染症対策を適宜行ったほか、まん延期においては各種スポーツ事業も休止した。市内公園約 600 か所についても、感染予防掲示による注意喚起を行った。尼崎市総合文化センターを運営する公益財団法人尼崎市文化振興財団は令和 2 年度多くの事業・催しを中止し、ボートレース尼崎も令和 2 年 2 月 28 日から 6 月 15 日まで無観客開催となるなど、各施設・事業に影響があった。

2-5. 福祉サービス

福祉サービス施設内感染症対策支援、感染発生時の感染者・濃厚接触者通所停止措置などを実施した。令和 3 年 4 月以降は健康福祉局法人指導課職員が保健所兼職となり、介護施設・障害福祉施設・学校園・保育施設の疫学調査を担当した（令和 4 年 10 月まで、なお学校園と保育

施設は令和4年1月下旬以降保健所管轄に戻し教育委員会事務局と保育児童部が実務を担当）。重症化リスクが高い高齢者施設のクラスター対策や、サービスが対象者の生活や命に直結するため感染が発生してもサービスを一律に止めることができないという福祉分野固有の課題があり、市は施設やケアマネジャー等と連携してこれらの困難な課題への対処に努めた。

3. 市民・事業者に対する生活・経済支援

3-1. 感染症の地域及び市財政への影響

感染防止のための各種行動制限等により、令和2年度から3年度にかけて地域経済や市民生活の上で感染症のマイナスの影響があった。市内企業活動への影響について経済環境局経済部経済活性課と公益財団法人尼崎地域産業活性化機構が令和2年7～8月と3年7～8月にアンケート調査を実施し、令和3年度段階においても尼崎経済は感染症の影響により厳しい状況にあるが、年度後半には企業の業況感は感染拡大以前の水準まで持ち直してきたと評価した。

一方、市財政においては、令和2年度以降も市税等の主要一般財源は感染症まん延以前と同水準であり、また感染症対応の支出については国交付金等の財源措置があったことなどから、感染症の本市財政への影響は限定的だった。

3-2. 市民生活への支援

令和2年4月24日に市役所南館1階に新型コロナウイルス総合サポートセンターを開設し、6月1日には市内6地区各地域課にも窓口を設け、令和3年7月21日まで相談業務を継続した。国の経済的支援策として国民1人あたり10万円を支給する特別定額給付金についても担当を設けて令和2年5月20日から順次支給を行い、7月上旬までにほぼ支給を終えた。

健康福祉局北部福祉相談支援課・南部福祉相談支援課が所管する「しごと・くらしサポートセンター」においては、経済的困窮者向けの各種支援策を実施し、急増する相談支援業務に対応した。また、都市整備局住宅部住宅管理担当では、感染症の影響によるネットカフェ難民や収入減・解雇・離職者の市営住宅受入れを急ぎ立案し実施に移した。さらに公営企業局では令和2年度と4年度、上下水道基本料金・基本使用料全額減免を支援策として実施した。

3-3. 事業者への経済的支援

感染症の影響を受ける事業者向け支援についても重点的に取り組んだ。令和2年4月20日に市中小企業センター1階に事業所向け臨時相談窓口を開設し、令和2年度中に計13の支援事業を実施、さらに令和3年度は株式会社マイナビの協力を得て合同就職面接会を開催した。

3-4. その他の支援策

感染症の影響を受け、その困難や困窮に社会の目が届かず忘れられがちな人々にも目を向け、市として支援に努めた。ネットカフェ難民の市営住宅受入れ、各生涯学習プラザで子ども食堂主催グループの協力を得て実施した子どもの食事の日、子どもの育ち支援センターいくしあによる要支援家庭の子ども対象の「あまっ子応援弁当緊急事業」、「生理の貧困」に対応してNPO法人に協力し市内学校に生理用品を配付する取り組みなどを実施した。市内公共施設等にマスクポストを設置して"善意のマスク"を集め、市内在住の妊婦さんにメッセージ付きで提供する取り組みも行った。さらに、妊産婦への市独自の支援策として、令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれた子どもを対象とする出産特別給付金事業も実施した。

令和2年度に経済環境局経済部地域産業課が実施した感染症関連の事業者向け経済支援策

4・5月に事業を開始した商業系事業者向け支援策

テナント事業者向け「緊急つなぎ資金」貸付制度

- 融資件数：457件
- 融資金額：163,245千円

あまっ子お弁当クーポン事業

- 利用可能事業所：145店舗
- 利用クーポン請求額：22,359千円



テイクアウト・デリバリー等促進支援事業

- 交付件数：281件
- 交付金額：27,001千円



尼崎のお店まるごと応援事業（あま咲きチケット）

- 支援件数：3,662件
- 総支援額：96,026千円



兵庫県休業要請事業者経営支援事業

- 支給件数：3,744件
- 支給金額：819,350千円（内、市負担額：273,117千円）

尼のさきめし事業

- 登録店舗件数：43店舗



（経済環境局経済部作成資料を加工して作成）

8月以降に実施した各種給付・補助事業等の支援策

尼崎市事業継続支援給付金

- 給付件数：3,972件
- 給付総額：397,200千円

尼崎市感染拡大防止対策等支援補助金

- 補助件数：3,204件
- 補助金額：486,822千円



尼崎市製造業設備投資等支援補助金

- 交付決定件数：65件
- 交付決定金額：117,226千円

営業力強化・就労支援等関係事業【AmaLinks（アマリンクス）】

- 参加事業所：27事業所



SDGs地域ポイント制度推進事業

- 実績額：23,500千円



電子版プレミアム付商品券関係事業

- 発行総額：420,000千円
- 加盟店舗：468店舗



尼崎市雇用調整助成金等申請サポート給付金

- 給付件数：156件
- 給付総額：13,386千円



3-5. 生活・経済支援策立案の留意点

的確なニーズの把握に努め、国・県との重複を避け施策の有効性を担保しつつ取り組んだ。間接コスト抑制、単発的支援ではなく付加価値・発展性がある支援策という観点も重視した。要支援家庭向けの「あまっ子応援弁当緊急事業」が対象家庭とのつながりからその後の継続的支援への道を開くきっかけとなったことや、感染症を契機として実証実験を成功させた「あま咲きコイン」が地域通貨として定着したことなどが、付加価値・発展性の事例にあたる。

また、市立学校園休校休園にあたり働く親がいる家庭の子どもの問題に留意し、児童生徒の学校園への日中受入れを実施した例にみられるように、社会的弱者への視点も重視した。

4. 市行財政運営・組織管理

4-1. 感染症と組織・財政・日常業務

令和2年2月27日、局長級以上を構成員とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。また令和2年3月3日、市議会が市議会災害時連絡会議を設置した（いずれも「5類感染症」変更の令和5年5月8日まで継続）。その後、新型コロナウイルス感染症対策室設置（令和2年4月15日）をはじめ、必要に応じて組織体制を整備するとともに、緊急の予算編成にも迅速性を重視して対応した。

4-2. 庁内応援体制とBCP（事業継続計画）

感染症対応により、庁内各部署で著しい長時間勤務が発生した。業務の集中や新たな課題に対応するため、全庁的に必要な部署・分野に対する応援体制をとった。効果的に機能し、感染症対応を支えた一方で、応援体制の上でさまざまな問題点や課題が生じた。

- ・ 応援人数の不足と応援体制整備の遅れ
- ・ BCP（業務継続計画）との兼ね合い － 業務の優先順位を明確化し、マンパワーを集中する必要があったが徹底できなかった
- ・ 応援人員編成上の問題点 － 場当たり配置ではなく必要人材の長期応援が求められる
- ・ 受入側が新たな応援職員に対して適切な指導を行うことができるような初動体制の必要性
- ・ 応援する側に他人事や手伝いという感覚はなかったか － 当事者意識という課題

以上を踏まえて、令和 6 年 3 月策定の本市感染症予防計画のもと策定する新たな感染症対応の組織編成案においては、必要な組織体制を防災配備に準じて定め、各部署・職員が感染症対応を本来業務外のことではなく主体的に関わるべき責務として認識する仕組みを作っていく。

4-3. 組織マネジメントと意思決定

感染症対応にあたり、本市の各組織は未経験の緊急事態に対する対応力を発揮した。その一方で、応援体制等をめぐる緊急事態としてのスイッチの入り方の遅さへの指摘や、正常性バイアスの弊害から大局的な体制整備や BCP を描けなかったのではないかとという指摘もあった。

前記の市内応援体制をめぐる問題点も踏まえて、緊急事態に対応する組織マネジメント上の課題として、俯瞰的な立場から一歩踏み込んだ判断と意思決定を行うこと、そこにおいて各階層の幹部が適切にリーダーシップを発揮することが求められる。そのことを担保するためのトータルな情報把握と発信・統括を行う組織の整備が、今後の検討課題であると考えられる。

4-4. IT 活用による情報共有

今回の感染症対応を通じて、Zoom 等の Web 会議サービスの活用、通信アプリケーションによるリアルタイムの組織内情報共有等が可能となった。これらの活用が今後一層求められる。

4-5. 職員にとっての感染症対応

今回の感染症対応を通じて、業務に携わった多くの所属において著しい長時間勤務が発生した。未知の感染症に対する不安や後手に回りがちな対応への市民の不満も大きく、どの部署もほぼ例外なく極めて厳しい市民対応を迫られた。背景として、感染症への恐怖、どうしたらいいのかわからないという深刻な不安があり、市職員としてこれに寄り添うことが求められた。

これらを乗り越えるにあたり、組織としての連携・協力や配慮、人間関係、使命感・責任感、良識ある職場風土、ベテラン職員の支援や経験知が助けになったという多くの証言があった。さらには対応を通じての市民との関係性の变化、市民に寄り添う力を養い、経験を経て仕事の姿勢が変わったという証言や、市民からの感謝に支えられたという証言もあった。

今回の経験を通して得た職員の仕事や地域への関わり方の変化こそが、今後の市政運営の上で継承すべき最も大切な資産と言える。

4-6. 今後の組織管理と人材育成

今回の経験を踏まえた組織管理の方向性として、緊急事態における組織編成に対応するための業務のマニュアル化や見える化の徹底、業務経験を通じて得られた知識・ノウハウの継承等が求められる。課題やニーズを把握し主体的に情報を集め、市組織外も含めて課題・情報を共有する能力の育成等が、人材育成上の課題となる。デジタル分野に強い人材の幅広い育成や、各現場を支える専門職・スペシャリストの計画的な育成・配置もまた、今後一層求められる。

尼崎市の新型コロナウイルス感染症対応年表

年	国・兵庫県等の主な動き
令和2年 (2020)	1.15 国内1例目の感染者発生確認 1.30 WHO「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」宣言 2.3 ダイヤモンド・プリンセス号横浜港入港（その後船内感染確認） 2.13 国内初の感染者死亡事例 2.27 3月2日からの全国小中高校等休校要請方針を内閣総理大臣が発表 4.7 大阪府・兵庫県を含む7都府県対象の緊急事態宣言発出 5.21 大阪府・兵庫県の緊急事態宣言解除 上：緊急事態宣言下の立花商店街 右：夜間パトロールの実施
令和3年 (2021)	1.14 緊急事態宣言を大阪府・兵庫県を含む11都府県に拡大（大阪府・兵庫県は2月28日解除） 4.5 大阪府・兵庫県等3府県、まん延防止等重点措置実施、大阪府・兵庫県は4月25日に緊急事態宣言に移行（6月20日まで） 6.21 大阪府・兵庫県、緊急事態宣言から、まん延防止等重点措置に移行、兵庫県は7月11日解除、8月2日再開、20日に緊急事態宣言に移行、大阪府は8月2日に緊急事態宣言に移行、大阪府・兵庫県とも9月30日解除
令和4年 (2022)	1.27 まん延防止等重点措置区域に大阪府・兵庫県等追加（3月21日まで） 3.16 国、感染者一律対応見直し等を自治体に通知
令和5年 (2023)	5.8 国、新型コロナウイルス感染症を5類感染症に変更

尼崎市の主な対応

- 2.27 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
- 3.3 市立学校園休校休園開始（5月31日まで）
- 3.6 記念公園ベイコム総合体育館等運動施設
休止・一部利用制限開始（3月25日まで）
- 3.10 市内1例目の感染者確認
- 4.16 最初の尼崎市対処方針発表、外出自粛・三密回避、
県の休業要請周知等
- 4.24 新型コロナウイルス総合サポートセンター開設
- 5.3 特別定額給付金オンライン申請受付開始
- 5.20 特別定額給付金オンライン申請世帯振込給付開始
- 6.15 市報あまがさき特別号発行



校庭で行った入学式（武庫小学校）

給食がない学校休校期間中、子どもたちのためのお弁当の用意（武庫西生涯学習プラザ）



- 1.14 尼崎市対処方針発表、県の飲食店・遊興施設等時短要請周知、
協力事業者への協力金支給

- 5.10 高齢者（65歳以上）ワクチン集団接種予約受付開始
- 5.24 高齢者（65歳以上）ワクチン集団接種開始

- 8.5 阪神7市1町共同メッセージ：新型コロナウイルス
感染症に関する差別を許さない



ワクチン接種会場（武庫東生涯学習プラザ）

- 2.3 中核市市長会が尼崎市発議による感染症対策見直し要望を国に提出
- 8.10 一日あたり新規陽性者数が最多の1,562人を記録
- 9.26 全国一律の感染者全数届出見直しにより届出対象の高齢者・重症化リスク患者等への限定を開始
- 11.4 2類相当から5類感染症への変更を市と市医師会が共同して国に要望
- 5.8 新型コロナウイルス感染症対策本部廃止、市長メッセージ・市医師会長メッセージ同時発表

終わりに

本報告書を通して、感染症に直面した本市が3年4か月の長きにわたり取り組んだ感染症対策、市民・事業者に対する各種支援策、ならびにこれらを支えた市の行財政運営・組織管理について記録し、各分野・階層の組織・職員による評価・検証を集約した。

保健行政分野においては、市として保健所と衛生研究所を有する優位性を活かし、庁内応援体制を構築して困難な感染症対策に取り組んだ。市医師会との良好な連携協力関係のもと、さまざまな市独自施策をも実施に移すことができた。保健師、環境衛生職、救急搬送を担う救急隊員が、その高い専門性と使命感のもと、きわめて厳しい最前線の業務を担った。

福祉サービス・保育・教育の分野は、それぞれが直面する固有の課題に対処しつつ、膨大な量の疫学調査を保健所と分担することで、市の感染症対策を支えた。教育分野においては、学校園休校休園という存在意義が問われる事態に対し、児童生徒との相互関係を基本に教員の主体性を重視し、同時に ICT 活用をあきらめない姿勢を貫いた。感染症をめぐる数々の課題について、それぞれの現場がその負担を負うことで、困難な事態を乗り越えた。

新型コロナウイルス総合サポートセンター、特別定額給付金、ワクチン接種といった未経験の分野においても、限られた条件のもと、各担当が即応力を発揮して業務を遂行した。

市民・事業者に対する生活・経済支援の分野では、福祉・住宅・経済・地域・子ども施策・公営企業といった各部署が、培った知識・経験や人脈に依拠してニーズを把握し、多様な支援策を迅速に実施に移した。感染症対応のみに終わるのではなく、施策としての継続性や付加価値、発展性といった視点、さらには基本姿勢としての社会的弱者への視点を貫いた。

感染症対応全般において生じた問題点や課題、不十分点についても、記録と検証を行った。

庁内応援体制と BCP（事業継続計画）の問題をはじめ、緊急事態に対応する組織マネジメントの課題を分析し、各階層の幹部が適切なリーダーシップを発揮し、俯瞰的な立場から一歩踏み込んだ判断と意思決定を行うことが求められることを指摘した。これを担保するためのトータルな情報把握と発信・統括を行う組織の整備についても、今後の検討課題として提示した。

職員が直面した長時間勤務や厳しい市民対応といった困難な状況についても記録し、それをどのようにして、何に支えられて乗り越えたのかを、事実即して記述した。その上で、そこから導き出される今後の組織管理・人材育成のあり方についても提案した。

本市の感染症との闘いは、令和5年（2023）5月8日に新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」に変更されたことで、一区切りを迎えた。それを機に行った今回の記録を組織として認識・継承し、今後もそれぞれの立場からの検証を継続するとともに、その経験と教訓を職員一人一人が受け継ぎ今後の市政運営に活かしていくことが、私たちに課せられた次なる課題である。

以上